

## 協議書

## 【協議事項】

自家用有償旅客運送運行曜日の変更について

## 【概要】

## 1. これまでの経緯

昨年7月に広野地区、10月に小野地区において道路運送法第79条に規定する国土交通大臣登録による「自家用有償旅客運送」を導入し各地区の団体へ業務委託を行い運行を開始しました。

しかしながら利用者につきましては広野地区で延べ91人、小野地区で55人と思うように伸びておりません。（令和4年1月末現在）

つきましては更なる利用者数拡大のため運行曜日の変更について協議いたします。

## 2. 変更内容

変更前：運行日 平日（月～金）※祝日・年末年始を除く

変更後：運行日 月～日（祝日を含む） ※年末年始を除く

## 3. 変更予定日

令和4年4月1日から（予定）

## 4. 主な運行諸条件

- (1) 実施主体 三田市
- (2) 運行管理 広野地区 元気な広野をつくる会  
小野地区 松風おでかけサポート委員会
- (3) 運行形態 予約型
- (4) 運行日 月～日（祝日を含む） ※年末年始を除く
- (5) 運行範囲 広野地区（上青野、下青野および北浦）  
小野地区（乙原区及び小野）
- (6) 利用対象 地区住民またはその関係者
- (7) 使用車両 広野地区8人乗り乗用車 1台（三田市より貸与）  
小野地区5人乗り乗用車 2台（三田市より貸与）
- (8) 運賃 大人200円、小人100円・幼児無料・障害者等100円
- (9) その他 運行曜日変更後の運輸局への申請は不要